

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの期間及び38年6月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで  
② 昭和38年6月から39年3月まで

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、夫の分も含めてすべて私がやっていた。申立期間当時は、夫婦二人分の保険料を役場で納付しており、申立期間について夫は納付済みとされているのに、私の記録が未納及び申請免除期間とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫についても、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和37年8月に夫婦連番で払い出されていることから、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付により納付することとなるが、申立人は、「加入当初にそれまでの期間の保険料をまとめて納付した覚えもある。」としている上、申立人の夫は申立期間①の保険料を納付済みであること、申立期間①は6か月と短期間であることなどを勘案すると、申立人の申立期間①に係る保険料は、その夫の保険料と併せて納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②は10か月と短期間である上、当初の申立期間②を含む昭和38年度の申請免除期間について免除期間中である昭和39年3月に38年4月及び同年5月の国民年金保険料を追納しているが、申立人の夫は申立期間②を含む38年度の保険料を納付済みであること、申立期間②以降の保

険料は現年度納付されていること等を踏まえると、免除期間のうち一部期間について保険料の追納を行っておきながら、あえて申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から同年4月1日まで

私は申立期間にB社C支店からA社に出向し継続して勤務していた。B社C支店とA社は、その後、D社として同一会社となっているので、厚生年金保険の加入記録に1か月の空白期間があるはずが無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E社（B社及びA社の後継会社）本社から提出された申立人に係る所属履歴、申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和36年3月1日にB社C支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 三重厚生年金 事案 812

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は昭和46年10月21日と認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から同年10月21日まで

昭和45年4月1日からA社に入社し、平成20年6月27日まで継続して勤務していたが、申立期間が空白期間となっているのは考えられない。私は、46年10月1日にD支店の開設準備員に任じられたため同社C支店から異動し、同年10月21日から同社D支店で勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の在職期間証明書、B社から提出された人事記録及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社C支店で継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年10月21日に同社D支店における厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚20人のうち、18人については申立期間において厚生年金保険被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支店における資格喪失日は昭和46年10月21日と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成3年5月1日から15年3月31日までの期間にA社で勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料も給与から控除されていた。しかし、同社が事務手続を誤ったため、社会保険事務所（当時）には当該期間の記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成15年分の給与所得の源泉徴収票、源泉徴収簿、同社への照会結果及び同社の事務担当者の供述から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成15年分の給与所得の源泉徴収票、源泉徴収簿及び平成15年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事業主が保管している健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成15年3月31日となっており、申立人の申立てどおりの届出は行っていないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から同年5月まで  
平成4年1月末ごろ、会社を退職し、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を銀行で納付した。申立期間について、妻は納付済みとなっており、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、オンライン記録によると、申立期間は平成10年9月16日に国民年金の加入期間として追加処理されたものであり、このことを前提とすると、追加処理が行われるまでは申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、追加処理が行われた時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、平成4年1月末ごろ、会社を退職し、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿等を調査しても、申立期間当時に加入手続を行った形跡は無い上、申立人の国民年金加入記録は、9年1月に導入された基礎年金番号（厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっている。）により管理されていることから、同年1月より前に加入手続を行ったとは考え難く、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 800

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 7 月までの期間、58 年 1 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 7 月まで  
② 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 7 月から 62 年 6 月まで

結婚後、夫と話し合い、将来のために国民年金に入っておいた方が良いということで加入した。国民年金保険料については、当時、市民センターに納付書とお金を持参して納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、高齢等のため聴取に応ずることができないことから、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 8 月に任意加入により払い出されているが、申立期間①については、申立人の夫は厚生年金保険に加入しているため国民年金の任意加入対象期間となることから、加入手続を行った時点から遡及して国民年金に加入することはできず、申立期間①は未加入期間となっている上、申立期間①について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間②については、申立人から当時の状況について聴取できないが、オンライン記録及び市の記録共に未加入期間となっている上、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、資格喪失年月日として昭和 58 年 1 月 28 日と記載されており、「喪失申出 58. 1. 29」と押印されていることから、申立人が、同年 1 月 29 日に国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間③については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へと種別変更された期間であるが、オンライン記録によると、当該種別変更処理は、申立期

間③後の昭和 62 年 9 月 26 日に行われている上、市の申立人の被保険者名簿にも、61 年 7 月 1 日強制被保険者資格取得の記載と共に「62. 9. 21」の押印が有るほか、申立人の夫の国民年金手帳記号番号も 62 年 9 月ごろに払い出されていることから、申立期間③に係る種別変更手続は、申立人の夫の国民年金被保険者資格取得手続と共に同年 9 月ごろに行われたものと考えられる。このため、申立期間③は、その時点では過年度納付によらなければ国民年金保険料を納付することはできない期間であるが、申立人の夫に聴取しても、遡及して保険料を納付した記憶は無いとしている上、申立人の夫についても申立期間③のうち 61 年 7 月から 62 年 3 月までの保険料は未納となっている。

その上、申立人の夫は、申立期間③のうち昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を同年 9 月に納付しているが、申立人については、市が保管している申立人の被保険者名簿によると、その備考欄に「63. 6. 29 申請免除却下 (62. 4 ~ 63. 3)」の記載が有ることから、63 年 6 月の時点で、申立期間③のうち 62 年 4 月から同年 6 月までは未納であったことが確認できるほか、申立期間③直後の同年 7 月から同年 9 月までの保険料を平成元年 9 月に納付しているが、その時点では、申立期間③は時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 801

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

中学卒業後、厚生年金保険に加入し、結婚後の昭和 45 年 1 月に国民年金に加入した。それ以降、国民年金を止めた覚えは無く、掛け続けてきたつもりであったので、申立期間が未納とされていることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況についての具体的な記憶も無い。

また、申立人は、昭和 60 年 3 月の時点で、国民年金の任意加入の喪失手続を行った記憶は無いとしている一方、申立期間後の第 3 号被保険者への種別変更手続についての記憶も無く、当時の状況が不明である。

さらに、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、資格喪失年月日欄に「60. 3. 28」と記載されており、昭和 60 年 3 月 28 日に資格喪失したことが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 814

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 25 日から 34 年 9 月 27 日まで  
② 昭和 37 年 1 月 29 日から同年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 6 月 26 日から同年 12 月 1 日まで

私は申立期間①、②及び③について、A社に勤務していた。仕事は旋盤技術者で、同社から、B社、C社等に技術指導のため出向したが、籍はA社にあったはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③にA社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人を覚えていると供述する者はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立ての事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、A社は昭和 62 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した申立期間当時の役員に照会したところ、当時の資料は残っておらず不明であるとの回答があり、申立人の申立期間①、②及び③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することはできなかった。

さらに、申立期間②及び③について、A社の厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号\*番（昭和 37 年 1 月 5 日資格取得）から\*番（昭和 38 年 12 月 1 日資格取得）までを調査したが、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間については、A社に籍を置いたまま、B社及びC社に出向したと供述しているが、上記A社における複数の同僚が、他の

事業所への出向制度は無かったと供述している上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②の直前の期間についてはB社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 9 月 1 日から同社において被保険者になっており、申立期間③の直前の期間についてはC社が厚生年金保険の適用事業所となった 37 年 6 月 1 日から同社において被保険者になっていることが確認できる。このため、申立期間②当時の状況についてB社に勤務していた複数の同僚に、申立期間③当時の状況についてC社に勤務していた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

その上、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社の当時の役員及びC社の当時の事業主に照会を試みたものの、それぞれ病気及び他界しているため、これらを確認できる関連資料や供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 815（事案 404 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月6日から33年6月30日まで  
前回、A社（現在は、B社）で勤務していた申立期間については、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けた。  
申立期間における当時の上司や同僚の氏名等を思い出したので、申立期間について再調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間（今回は、昭和29年10月6日から32年12月10日まで）に係る申立てについては、B社に照会したものの、当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用等に係る関連資料や供述を得ることができなかったこと、申立人が昭和30年9月ごろに受けたとしているC検定試験の関連書類も残っておらず、申立期間の勤務実態を確認することができなかったこと、同社における申立期間当時の複数の同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることができなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月16日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに申立期間当時の上司及び同僚を思い出したので事実関係を再確認してほしいと主張しているため、申立人から氏名の提示があった上司や同僚を含む複数の同僚に照会したところ、同僚の一人から「私は、B社を昭和30年6月ごろに退社したが、申立人は自分より先か、又は同じ時期ぐらいに辞めたと思う。」との供述があった上、申立人を覚えていると供述する別の同僚においても、申立人が勤務していた時期等については記憶していないほか、同社における当時の厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等も得ることができなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 816

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月から36年10月まで

私は、A社に正社員として採用されることを条件に自宅を営業所の事務所として提供した。昭和36年には販売コンテストに受賞しているが、入社してすぐには受賞できないことから、申立期間に在籍していたことは明らかである。しかし、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の加入記録は同年10月1日からしか無く、納得できるものではない。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚等のうち、一人の上司から「申立人が販売コンテストに受賞したとしているならば営業職である。営業職は、入社当初、委託社員であるが販売実績により準社員となり、その後の成績に応じて厚生年金保険に加入させていたと思う。」との回答があった上、当時の厚生年金保険の事務を担当していた同僚一人からも、「営業職は準社員の身分で正社員ではなく、営業成績が良く何年も勤務しなければ厚生年金保険に加入させることはなかった。」との回答があったほか、当時、営業職であったとしている同僚3人については、いずれも本人が記憶している勤務期間より健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険の被保険者期間が短くなっていることから、同事業所においては、勤務期間すべてについて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社を継承しているC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認で

きる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 817

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年8月まで

私は、昭和36年8月から37年8月までの期間にA社B営業所に勤務し、販売業務等をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B営業所に勤務していたとしているところ、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、オンライン記録により同社（本社）の厚生年金保険被保険者であった同僚から、同社B営業所に勤務していたことがあると供述していることから、同社B営業所の従業員は同社において厚生年金保険の一括適用をしていたと推認される。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、一人の同僚から、「営業に従事していた者は3か月か半年ぐらいの見習期間があった。当該事業所には昭和36年ごろに入社し5年ぐらい勤務した。」との供述があったが、当該同僚は、本人が記憶している勤務期間よりオンライン記録の厚生年金保険の加入期間が短くなっている上、別の同僚からは「営業職については、正社員になれるかは営業成績次第であった。」との供述があったことから、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、A社は昭和40年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿等による調査でも当時の事業主の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、申立期間について申立人の氏名及び被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。